

県民の皆様からの要望にお応えし、
畜産試験場ふれあい牧場で飼育している
山羊等を貸し出す「目的」や「対象者」を
拡充しました。



＜規程を拡充した内容＞

①目的に「景観保持」や「農地保全」を追加しました。

「福井県畜産試験場飼養家畜等貸出事業要領」の第1条(目的)の各項を次のように改正

(下線部を追加)

- (1) 家畜とのふれあいを通じ、家畜への親しみと理解を深めること
- (2) 家畜を使った情操、癒し等を目的とした教育活動等を行うこと
- (3) 地域の景観や農地保全を図ること

②対象者に「個人」を追加しました。

「福井県畜産試験場飼養家畜等貸出事業要領」の第2条(貸出対象者)の各項を次のように改正

(下線部を追加)

- (1) 営利を目的としない事業を行う、県内に所在地がある団体または個人
- (2) その他、畜産試験場長が認める団体や個人等

＜注意事項＞

飼育予定地の飼料となる牧草や逃走防止施設(牧柵等)の飼育環境が整っているか事前に確認させていただきます。興味のある方は下記までご連絡ください。